

議案第4号

二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年2月19日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するために提案する。

二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

二宮町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年二宮町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第4号) 二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては町長に対し、審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては町長に対し、審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>